令和三年三月

志太広域都市計画図（藤枝市）

志太広域都市計画
第一種市街地再開発事業の決定（藤枝市決定）
藤枝駅前一丁目9街区第一種市街地再開発事業　総括図S＝1：10,000

凡例	
🟥	藤枝駅前一丁目９街区第一種市街地再開発事業決定区域

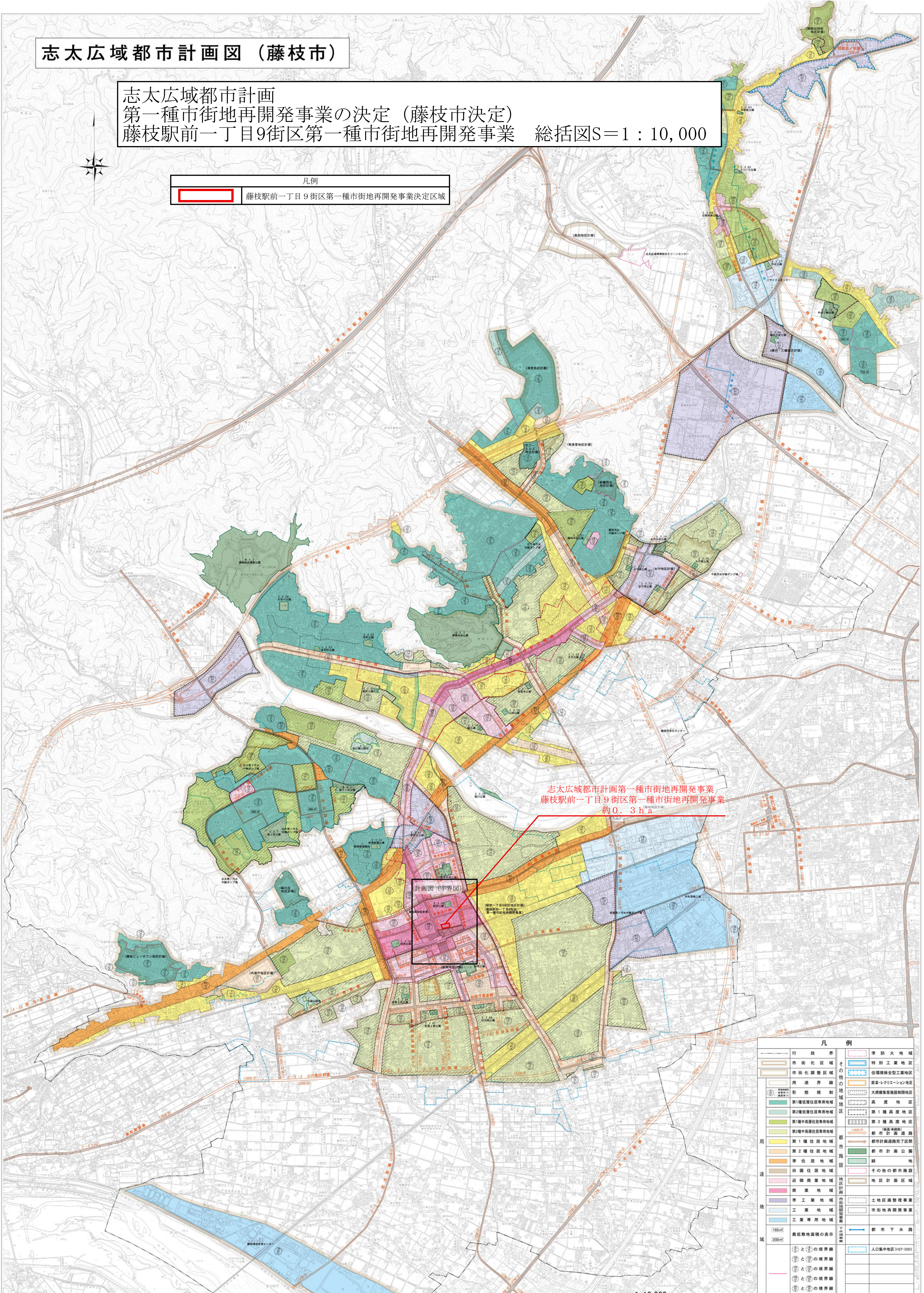
計画図（字界図）
志太広域都市計画第一種市街地再開発事業
藤枝駅前一丁目９街区第一種市街地再開発事業
約０．３ｈａ
1:10,000
0
500
1000m

凡　例

	—·—·—	行政界	その他の地域地区	▭	準防火地域
	▭	市街化区域		▨	特別工業地区
	▭	市街化調整区域		▭	住環境保全型工業地区
用途地域	▭	用途界線		▨	娯楽・レクリエーション地区
	用途地域名 容積率(%) 建蔽率(%)	形態規制		▥	大規模集客施設制限地区
	🟩	第1種低層住居専用地域		▨	高度地区
	🟩	第2種低層住居専用地域		▭	第1種高度地区
	🟩	第1種中高層住居専用地域		▥	第2種高度地区
	🟩	第2種中高層住居専用地域	都市施設	(16M/2) ⇨	（幅員/車線数） 都市計画道路
	🟨	第1種住居地域		⇨	都市計画道路完了区間
	🟧	第2種住居地域		🟩	都市計画公園
	🟧	準住居地域		▩	緑地
	🟫	田園住居地域		▭	その他の都市施設
	🟪	近隣商業地域	地区計画	▨	地区計画区域
	🟥	商業地域			
	🟪	準工業地域	市街地開発事業	▭	土地区画整理事業
	🟦	工業地域		▭	市街地再開発事業
	🟦	工業専用地域			
	165㎡ 200㎡	最低敷地面積の表示	下水道事業	→	都市下水路
	—	[illegible]と[illegible]の境界線 [illegible]と[illegible]の境界線 [illegible]と[illegible]の境界線 [illegible]と[illegible]の境界線 [illegible]と[illegible]の境界線 最低敷地面積の境界線		▭	人口集中地区（H27・DID）

昭和51年10月12日告示（線引き施行）
※市街化調整区域の形態規制は（—/200/60）です。

この図面は概略を示したものです。詳しい図面は藤枝市都市政策課へお問い合わせください。

この地形図は、平成30年12月作成の藤枝市全図（1/10,000）を基にして作成したものである。
島田市の地図は、島田市長の承認を得て、島田市所管の測量成果を使用して調製したものです。（承認番号　島建都第406号）（令和2年度）
焼津市の地図は、焼津市長の承認を得て、焼津市所管の測量成果を使用して調製したものです。（承認番号　焼61-372号）（令和2年度）

静岡県藤枝市稲川639　☎054(641)0245　株式会社アイエルシー

藤枝市役所